

学校教育環境在り方に係る関係資料

1 児童数の減少に伴う教育環境に関するアンケート調査結果

○由良町役場HP 子育て・教育・文化→学校教育に掲載

2 学校の適正規模・適正配置について

3 小規模校・統合・小中一貫教育のメリットデメリットについて

4 由良町教育環境在り方検討委員会資料

- ・設置要綱、委員名簿
- ・諮詢書
- ・児童数の推移
- ・小学校施設等関係資料

2 学校の適正規模・適正配置 について

【学校の適正規模・適正配置について】

文部科学省手引 資料等より

□学校教育法施行規則 第41条

小学校の学級数、12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。

□学級数が少ないことによる学校運営上の課題

- ①クラス替えが全部又は一部の学年でできない
- ②クラス同士が切磋琢磨する教育活動ができない
- ③加配なしには、習熟度別指導などクラスの枠を超えた多様な指導形態がとりにくい
- ④クラブ活動や部活動の種類が限定される
- ⑤運動会・文化祭・遠足・修学旅行等の集団活動・行事の教育効果が下がる
- ⑥男女比の偏りが生じやすい
- ⑦上級生・下級生間のコミュニケーションが少なくなる、学習や進路選択の模範となる先輩の数が少なくなる
- ⑧体育科の球技や音楽科の合唱・合奏のような集団学習の実施に制約が生じる
- ⑨班活動やグループ分けに制約が生じる
- ⑩協働的な学習で取り上げる課題に制約が生じる
- ⑪教科等が得意な子供の考えにクラス全體が引っ張られがちとなる
- ⑫生徒指導上課題がある子供の問題行動にクラス全體が大きく影響を受ける
- ⑬児童生徒から多様な発言が引き出しにくく、授業展開に制約が生じる
- ⑭教員と児童生徒との心理的な距離が近くなりすぎる

□複式学級の指導上の課題

(直接指導と間接指導を組み合わせ、複数学年を教員が指導する必要がある)

- ①教員に特別な指導技術が求められる
- ②複数学年分や複数教科分の教材研究・指導準備を行うこととなるため、教員の負担が大きい
- ③単式学級の場合と異なる指導順となる場合、単式学級の学校への転出時等に未習事項が生じるおそれがある
- ④実験・観察など長時間の直接指導が必要となる活動に制約が生じる
- ⑤兄弟姉妹が同じ学級になり、指導上の制約を生ずる可能性があるクラス替えが可能になることの影響も含め、

□複数学級の編制ができる利点

- ①児童生徒同士の人間関係や児童生徒と教員との人間関係に配慮した学級編制ができる
- ②児童生徒を多様な意見に触れさせることができる
- ③新たな人間関係を構築する力を身に付けさせることができる
- ④クラス替えを契機として児童生徒が意欲を新たにすることができます
- ⑤学級同士が切磋琢磨する環境を作ることができます

- ⑥学級の枠を超えた習熟度別指導や学年内での教員の役割分担による専科指導等の多様な指導形態をとることができる
- ⑦指導上課題のある児童生徒を各学級に分けることにより、きめ細かな指導が可能となる

□教職員数が少なくなることによる学校運営上の課題

- ①経験年数、専門性、男女比等バランスのとれた教職員配置やそれらを生かした指導の充実が困難となる
- ②教員個人の力量への依存度が高まり、教育活動が人事異動に過度に左右されたり、教員数が毎年変動することにより、学校経営が不安定になったりする可能性がある
- ③児童生徒の良さが多面的に評価されにくくなる可能性がある、多様な価値観に触れさせることが困難となる
- ④チーム・ティーチング、グループ別指導、習熟度別指導等の多様な指導方法をとることが困難となる
- ⑤教職員一人当たりの校務負担や行事に関わる負担が重く、校内研修の時間が十分確保できない
- ⑥学年によって学級数や学級当たりの人数が大きく異なる場合、教員間に負担の大きな不均衡が生ずる
- ⑦平日の校外研修や他校で行われる研究協議会等に参加することが困難となる
- ⑧教員同士が切磋琢磨する環境を作りにくく、指導技術の相互伝達がなされにくい（学年会や教科会等が成立しない）
- ⑨学校が直面する様々な課題に組織的に対応することが困難な場合がある
- ⑩免許外指導の教科が生まれる可能性がある
- ⑪クラブ活動や部活動の指導者確保が困難となる

□学校運営上の課題が児童生徒に与える影響

○学級数が少ないことによる学校運営上の課題は、いずれも一般的に想定されるものであり、実際に個別の課題が生じるかどうかは、地域や児童生徒の実態、教育課程や指導方法の工夫の状況、教育委員会や地域・保護者からの支援体制など、学校が置かれた諸条件により大きく異なりますが、仮に上記のような課題が生じた場合、児童生徒には以下のようない影響を与える可能性があります。

- ①集団の中で自己主張をしたり、他者を尊重する経験を積みにくく、社会性やコミュニケーション能力が身につきにくい
- ②児童生徒の人間関係や相互の評価が固定化しやすい
- ③協働的な学びの実現が困難となる
- ④教員それぞれの専門性を生かした教育を受けられない可能性がある
- ⑤切磋琢磨する環境の中で意欲や成長が引き出されにくい
- ⑥教員への依存心が強まる可能性がある
- ⑦進学等の際に大きな集団への適応に困難を来す可能性がある
- ⑧多様な物の見方や考え方、表現の仕方に触れることが難しい
- ⑨多様な活躍の機会がなく、多面的な評価の中で個性を伸ばすことが難しい

□望ましい学級数の考え方

○小学校では、まず複式学級を解消するためには少なくとも1学年1学級以上（6学級以上）であることが必要となります。また、全学年でクラス替えを可能としたり、学習活動の特質に応じて学級を超えた集団を編成したり、同学年に複数教員を配置するためには1学年2学級以上（12学級以上）あることが望ましいものと考えられます。

○中学校についても、全学年でクラス替えを可能としたり、学級を超えた集団編成を可能としたり、同学年に複数教員を配置するためには、少なくとも1学年2学級以上（6学級以上）が必要となります。また、免許外指導をなくしたり、全ての授業で教科担任による学習指導を行ったりするためには、少なくとも9学級以上を確保することが望ましいものと考えられます。

小学校の場合

【1～5学級：複式学級が存在する規模】

おおむね、複式学級が存在する学校規模。学校全体の児童数や指導方法等にもよるが、一般に教育上の課題が極めて大きいため、学校統合等により適正規模に近づけることの適否を速やかに検討する必要がある。地理的条件等により統合困難な事情がある場合は、小規模校のメリットを最大限生かす方策や、小規模校のデメリットの解消策や緩和策を積極的に検討・実施する必要がある。

【6学級：クラス替えができない規模】

おおむね、複式学級はないがクラス替えができない学校規模。一般に教育上の課題があるが、学校全体及び各学年の児童数に大きな幅があり、児童数が少ない場合は特に課題が大きい。このため、児童数の状況や、更なる小規模化の可能性、将来的に複式学級が発生する可能性も勘案し、学校統合等により適正規模に近づけることの適否を速やかに検討する必要がある。

○学校の配置に当たっては、児童生徒の通学条件を考慮することが必要です。学校統合を行うことは、児童生徒の通学距離の延長に伴い教育条件を不利にする可能性もあるため、学校の位置や学区の決定等に当たっては、児童生徒の負担面や安全面などに配慮し、地域の実態を踏まえた適切な通学条件や通学手段が確保されるようにする必要があります。

□【通学距離による考え方】

国では、公立小・中学校の通学距離について、小学校でおおむね4km以内、中学校ではおおむね6km以内という基準を、公立小・中学校の施設費の国庫負担対象となる学校統合の条件として定めていることから、通学条件を通学距離によって捉えることが一般的となっています。徒歩や自転車による通学距離の基準を定めている市町村も相当数ありますが、そのほとんどが小学校で4km以内、中学校で6km以内又はそれ以下の距離を基準として定めており、中には、地域の通学路の実態を踏まえ、徒歩と自転車で異なる基準を設けているところもあります。なお、小学校5年生と中学校2年生を対象に、通学距離とストレスとの関係を調べた研究によると、小学校で4km以内、中学校で6km以内という通学距離の範囲においては、気象等に関する考慮要素が比較的少ない場合、ストレスが大幅に増加することは認められませんでした。

3 小規模校・統合・小中一貫 教育のメリットデメリット について

【小規模校のメリット、デメリット】

小規模校は、児童と教職員とのふれあいができ、児童それぞれの特性を把握しやすく、個に応じたきめの細かな指導ができるなどの利点があるが、児童同士の意見交換や学び合い、集団活動での教育効果や教員の適正配置などの教育環境に課題があります。

また、複式学級については、2学年の児童が同時に指導することに指導計画や指導方法のうえで様々な課題があります。

□メリット

【教育効果・学習環境】

- ・教師が児童一人一人の特性を把握し、きめ細かな学習指導、生活指導などができる。
- ・学校生活への参加意識が高くなり、互いに教えあう機会が増える。
- ・児童数に比べて、施設・設備の条件が整っている。

【学校生活環境】

- ・教職員と児童との親密な関係が築かれる。
- ・児童同士も個々の特性を理解しやすく、人間関係が深まりやすい。

【学校運営】

- ・教職員が児童の個性や課題について共通理解を図りながら学校運営ができる。
- ・学校が地域の中心的な施設として、地域との連携した活動を行いやすい。

□デメリット

【教育効果・学習環境】

- ・児童同士で学び合ったり、高め合ったりする気持ちが薄い。
- ・集団活動の機会が少なく、社会性の醸成を図りにくい。
- ・運動会等の行事で、一人一人の役割分担が多くなり、負担が大きい。
- ・児童同士の評価が固定化されやすく、学習意欲や競争心に影響する。

【学校生活環境】

- ・クラス替えなどが多く、人間関係が固定化されやすい。
- ・少人数のためリーダーが決まりやすいが、固定されやすい傾向がある。
- ・教師への依存する傾向が強くなりやすく、自立心や社会性が育ちにくい。

【学校運営】

- ・教職員数が限られるため、効果的・弹力的な学校経営が難しい。
- ・校外学習の引率指導や危機管理が手薄になる。
- ・複式学級の場合、担任は2学年分の教材研究が必要などの負担がある。
- ・教職員一人あたりの校務分掌の負担が大きくなる。

【統合するメリット】

- ・クラス替えが可能な1学年2学級の学級編成ができる学年がある。
- ・学年の人数が増えることにより、様々な学校行事の運営や多様な人間関係づくりという点で有効である。
- ・町内一律の教育環境と教育内容が実現できることにより、望ましい子供たちの育ちや発達において、同一の学校運営や教育方法による教育が展開できる。
- ・こども園、小学校、中学校の縦の関係を深めることができ、それぞれが連携した教育効果が期待できる。
- ・当面の児童数の推移からみて、新たな校舎や施設・設備のための投資を要するところなく、既存の施設・設備で可能である。
- ・町が配置している学習支援員を1校に配置することにより各学年の課題に対応した配置が可能となる。

【統合する場合の課題】

- ・校区の範囲が広くなり、通学するための時間や距離が長くなり、児童の通学への負担が重くなる。
- ・校区ごとに培ってきた小学校と地域とのつながりが薄れ、学校を中心とした地域コミュニティの形成への懸念がある。
- ・統合を機に次世代型学校づくりをする場合に新たな校舎と設備投資が必要となる。
- ・統合により1学年の児童数が30名を超える学級ができる。

【統合の課題と留意点】

①現状の小規模校等の良さと各校の特性の確保

- ・統合後においてもきめ細かな行き届いた指導を充実させていくための教員配置や方策が必要である。

②児童の通学手段の安全確保

- ・円滑かつ安全に通学ができるように、通学手段としてのスクールバスの保障と充実
- ・徒歩通学には、体力増強、危機回避能力の習得、通学仲間とのコミュニケーション、四季の体感や自然とのふれ合いなどの教育上の大切な要素がある。

③現校区において果たしている地域コミュニティ機能の確保や地域の核としての小学校の存在

- ・統合を契機として、地域社会の新しい学びの拠点づくりや地域づくりという観点から、地域社会の活性化を図ることが重要
- ・統合後の施設は地域の学びの場として、地域住民と児童の交流の場、地域の歴史文化などの継承の場
- ・地域住民の生涯学習と地域コミュニティの拠点として位置づける。

※統合の検討に当たっては、小学校は教育施設としてだけでなく、地域コミュニティ施設や防災拠点などの地域の核として存在していること、小学校が持つ地域的意義に配慮して、保護者をはじめとする地域住民の理解と協力が必要である。

【統合の事務的なプロセスについて】

①町としての統合の方針の決定

②現在の小学校の廃止と新たな小学校の設置に関する条例（町議会）

☆前提としての統合の合意形成のプロセス（町民の理解や町民合意）

- ・保護者、町民への説明会、統合に関するアンケート

【統合した場合のメリット、デメリット】

□メリット

【教育効果・学習環境】

- ・複式学級が解消できる。
- ・多様な考え方触れられる機会が多くなり、学習課題を解決するための思考が広がる。
- ・体育、音楽などの集団学習や集団での行事を適切に進めることができる。

【学校生活環境】

- ・人数が増えることにより、様々な場面で切磋琢磨できる環境が整う。
- ・友達関係が広がる。
- ・（クラス替えによる学習環境、生活環境の変化に対応する力をつけることができる。）

【学校経営】

- ・学級数が増えることで、教職員定数が増え、専科等必要な教職員を配置することができる。
- ・教職員の事務分掌を適切に配分できる。
- ・P T A活動など役員を分担することができる。
- ・（学年に複数の担任を配置でき相談や教員同士の切磋琢磨ができる。）

【管理・財源・施設設備】

- ・管理運営費が削減できる。
- ・維持補修費が削減できる。
- ・耐震化や老朽施設の改修等の工事を統合校に集約して実施することで、コスト削減など充実した整備が可能になる。
- ・閉校となった校舎を多目的に活用することができる。

【その他】

- ・保護者の数も増えるため、P T A活動を活性化することができる。
- ・広範囲の保護者との交流ができる。

□デメリット

【教育効果・学習環境】

- ・個に応じたきめ細かい指導の場面が少なくなる。

【学校生活環境】

- ・上級生や下級生との縦の関係が薄くなる。
- ・多様な個性の友人と共に生活するストレスを感じることがある。

【学校経営】

- ・地域と連携した活動が得にくくなる。
- ・スピード感のある学校運営がしにくくなる。

【管理・財源・施設設備】

「学校数」「学級数」を単位とする交付税が減額となる。

- ・統合により閉校となった学校の跡地利用計画の策定が困難な場合がある。

【その他、通学等】

- ・校区が広がり、通学時間が長くなる。
- ・長距離の徒步通学になると、安全性の問題が生じるとともに、低学年児童への負担が大きい。
- ・閉校となった地域の活力が低下する心配がある。

【小中一貫教育に取り組むメリット】

平成27年1月に文部科学省が策定した「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」も、少子化への対応として、学校を統合する場合と小規模校を存続させて活性化させる場合の両方に当たる工夫として、小中一貫教育の導入を例示しています。

小中一貫教育の基本形として、

- ①一人の校長の下で一つの教職員集団が一貫した教育課程を編成・実施する9年制の学校で教育を行う形態（義務教育学校）
- ②組織上独立した小学校及び中学校が義務教育学校に準じる形で一貫した教育を施す形態（小中一貫型小・中学校）の2つです。

このうち小中一貫型小・中学校については、設置者に着目し、

①同一設置者によるものは、中学校併設型小学校及び小学校併設型中学校（以下「併設型小・中学校」という。）として制度化し、一部事務組合を設立して小・中学校を設置している場合などです。

②小学校と中学校で設置者が異なるものは中学校連携型小学校及び小学校連携型中学校（以下「連携型小・中学校」という。）として制度化しました。

なお、義務教育学校、小中一貫型小・中学校のいずれにおいても、施設一体型や施設隣接型、施設分離型といった施設形態にかかわらず設置を可能としています。

以下、3つの類型について簡単に解説します。

（義務教育学校）

「義務教育学校」は、一人の校長の下、一つの教職員組織が置かれ、義務教育9年間の学校教育目標を設定し、9年間の系統性を確保した教育課程を編成・実施する新しい種類の学校です。心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を基礎的なものから一貫して施すことが学校の目的とされています。修業年限は9年ですが、転出入する児童生徒への配慮等から、前期6年と後期3年の課程に区分し、基本的には、それぞれ小学校及び中学校の学習指導要領が準用されます。その上で、一貫教育の軸となる新教科等の創設や、学年段階間・学校段階間での指導内容の入替え等、一貫教育の実施に必要な教育課程上の特例を設置者の判断で実施することが認められています。

義務教育学校は、9年の課程が小学校相当の前期6年、中学校相当の後期3年に区分されていますが、1年生から9年生までの児童生徒が1つの学校に通うという特質を生かして、9年間の教育課程において「4—3—2」や「5—4」などの柔軟な学年段階の区切りを設定することが容易になります。義務教育学校は、国立・公立・私立のいずれも設置が可能ですが、公立については、既存の小学校及び中学校と同様、市区町村の学校設置義務の履行の対象であり、市区町村教育委員会による就学指定の対象校となります。また、施設の形態についても、いわゆる施設一体型だけでなく、前期課程と後期課程や学年段階の区切りに応じて異なる施設を用いる施設隣接型や施設分離型の義務教育学校を設置することも可能です。

教員の免許状については、小学校及び中学校の教諭の免許状の両方を併有することを原則としつつ、当分の間は、小学校又は中学校の教諭の免許状のどちらかを持っていれば、

それぞれ義務教育学校の前期課程又は後期課程の主幹教諭、指導教諭、教諭又は講師となることができることとされています。ただし、免許制度自体が柔軟なものに改善されているので、どちらかの免許状しか持っていない場合でも様々な取組に参画することは可能です。

(併設型小・中学校)

併設型小・中学校は、既存の小学校及び中学校の基本的な枠組みは残したまま、義務教育学校に準じた形で9年間の教育目標を設定し、9年間の系統性を確保した教育課程を編成・実施する学校です。中学校区におけるこれまでの小中連携の取組を基盤として、一貫教育にレベルアップさせるイメージです。

これらの学校においては、

- ① 小学校と中学校の組織文化の違いを乗り越える必要があること
- ② 3校以上の学校が連携・接続する形態があり得ること
- ③ 一般的な小中連携と明確に区別する必要があること

等を踏まえ、小中一貫教育の実質を適切に担保する観点から、小中一貫教育を行うためにふさわしい運営上の仕組みを整えることが要件とされています。併設型小・中学校には、義務教育学校と同様、一貫教育の軸となる新教科等の創設や、学校段階間での指導内容の入替え等、一貫教育の実施に必要な教育課程の特例の実施が設置者の判断によって認められます。

また、小中一貫教育を行うためにふさわしい運営上の仕組みが整えられていることから、通常の小・中学校と比較して、9年間一貫した指導を実施したり、「4-3-2」や「5-4」などの柔軟な学年段階の区切りを設定したりして、取組を行うことが容易であると言えます。

(連携型小・中学校)

ほとんどの場合、一貫して教育を行おうとする小学校と中学校の設置者は同一であると考えられますが、設置者の異なる小学校と中学校が一貫した教育を行おうとする場合も少数ながら想定されます。

例：市町村の境界をまたぐ形で集落があり、子供の通う小学校と中学校がそれぞれ異なる事務組合立て設置されているケースなどそのような場合に適用される仕組みとして、連携型小・中学校の制度が設けられました。取り組み方次第で学習指導上・生徒指導上顕著な成果を出している事例も多数見られます。したがって、小中一貫教育に取り組む場合に、必ずしも義務教育学校や施設一体型の学校を目指そうとする必要はありません。

また、各地域が抱える実情は様々であり、例えば、

- ①小学校と中学校の学校段階の差が持つ教育効果を重視する場合
 - ②学校選択制と組み合わせて既存の小・中学校をベースとして特色ある取組を行う場合
 - ③近隣に中高一貫校が設置されている場合
- 等、引き続き小・中学校を基本として、その充実を図ることが適切な場合も想定されます。そのような状況において小中一貫教育を実施する場合には、義務教育学校制度よりも小中

一貫型小・中学校制度の方が活用しやすいと考えられます。

施設を一体型とするか分離型とするかについても、小中一貫教育に取り組む小学校が地域のコミュニティの核として欠かせない存在となっている場合など、慎重な判断が求められる場合があることが想定されます。いずれにせよ、義務教育学校と小中一貫型小・中学校、施設一体型と施設分離型、それぞれの特性を踏まえた上で、具体的に実現したい小中一貫教育のイメージを持ちながら、どのような条件の下で小中一貫教育に取り組むのか、丁寧に検討することが必要です。

なお、小中一貫型小・中学校や施設分離型の学校で小中一貫教育の取組を行う際には、以下のような小学校と中学校が別々に存在していることのメリットを生かすことが考えられるところです。

- ①学校のリーダーである最高学年を経験できるという特性を生かし、小学校6年生の段階で大きな成長を促す指導を充実させること
- ②違う校地にある中学校校舎に入学すること、複数の小学校からの進学者とクラスメイトになること等により、気持ちを新たにして学校生活をスタートすること
- ③中学校生活に日常的には触れていないことを踏まえ、あこがれの気持ちや期待感を強く持たせること手段としての小中一貫

小中一貫教育を構想する上で最も重要なことは、小中一貫教育はより良い教育を実現するための「手段」であって、それ自体が「目的」ではないということです。この点をおろそかにした取組は、大きな成果につながらないばかりでなく教職員の多忙感を増大させることにもなりかねません。全国の取組の中には、こうした例も見られますし、全域での小中一貫教育を掲げている自治体の中にも、小中一貫教育の意義を十分に理解し積極的に取り組んでいる学校が必ずしも全ての学校ではない事例も見られます。

4 由良町教育環境在り方検討 委員会資料

- ・設置要綱、委員名簿
- ・諮詢書
- ・児童数の推移
- ・小学校施設等関係資料

由良町学校教育環境在り方検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 少子化及び児童数の減少により由良町立小学校（以下「小学校」という。）の小規模化が懸念されるなか、次世代と由良町の未来を担う人づくりを図るために、望ましい教育環境の在り方を検討し、子供たちにとってより良い教育環境の整備を目指すことを目的に由良町学校教育環境在り方検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(事務局)

第2条 委員会の事務局は、由良町教育委員会（以下「教育委員会」という。）に置く。

(任務)

第3条 委員会は教育委員会の諮問に応じ、第1条の目的を達成するために、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 小学校の統廃合等を含め、望ましい教育環境の在り方に関すること。
- (2) 小学校教育施設等の整備に関すること。
- (3) その他目的達成に必要と認める事項。

(組織)

第4条 委員会は、委員30名以内で組織し、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 由良町校長会
- (2) 小・中学校の保護者代表
- (3) 由良町立こども園（以下「こども園」という。）の保護者代表
- (4) こども園長
- (5) 地域の代表者
- (6) 識見を有する者

(委員の任期)

第5条 委員の任期は委嘱の日から第3条に定める任務が終了するまでの期間とする。

2 委員は、前条第2号、第3号及び第5号に掲げる者でなくなったときは、その職を失うものとする。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長及び副委員長各1名を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

3 会議の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

由良町学校教育環境在り方検討委員会委員名簿

	氏 名	所属・職名等
委 員 長	川端 邦男	由良小学校運営協議会長
副委員長	下端 弘彦	由良中学校運営協議会長
委 員	萩野 幸美	ゆらこども園長
委 員	山本 光一	由良小学校長
委 員	田端 一夫	衣奈小学校長
委 員	西岡 宣子	白崎小学校長
委 員	山名 将和	由良中学校長
委 員	上野 梨絵	ゆらこども園保護者会代表
委 員	城臺 綾	"
委 員	安達 巧	由良小学校育友会代表
委 員	山本 範子	"
委 員	大井 信幸	衣奈小学校 P T A 代表
委 員	中野ちひろ	"
委 員	岩崎 望	白崎小学校 P T A 代表
委 員	松下 エリ	"
委 員	白樺 達也	由良中学校育友会代表
委 員	玉井 路代	"
委 員	坂田 善幸	衣奈小学校運営協議会長
委 員	田端 久夫	白崎小学校運営協議会長
委 員	中田 邦城	由良町区長会長
委 員	内芝 善明	" 副会長
委 員	今田 渡	" 副会長
委 員	江口 怜	和歌山信愛大学助教 (アドバイザー)
委 員	山口 謙	元小中学校長 (アドバイザー)

令和2年7月21日

由良町学校教育環境在り方検討委員会

委員長 様

由良町教育委員会
教育長 寒川 正美

諮詢書

下記の事項について諮詢いたします。

記

諮詢事項

- 1 由良町立小学校の望ましい教育環境に関する基本的な考え方（方針）
- 2 由良町立小学校の望ましい教育環境の実現に向けた方策

（理由）

本町教育委員会において、昨年9月にまとめた「児童数の減少に伴う教育環境に関するアンケート調査結果」によると保護者・地域住民の約7割が小学校統合について肯定的であること等を踏まえ、今後の児童生徒にとって望ましい教育環境の在り方や小学校における教育環境の基本的方向性、またその実現に向けた具体的方策等について、由良町学校教育環境在り方検討委員会設置要綱第3条に基づき、貴委員会に検討いただきたく諮詢いたします。

【参考資料】令和2年度～令和8年度 小中学校別入学数・全児童生徒数の推移(令和2年4月1日現在)

	入学児童数	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
由良小学校	17	17	20	13	19	13	13	12
衣奈小学校	3	4	1	5	2	2	2	3
白崎小学校	5	8	3	7	6	5	5	8
小学生合計	25	29	24	25	27	20	20	23
由良中学校(※)	42	47	38	44	34	38	38	25

	全児童数	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
由良小学校	144	129	125	111	113	99	99	94
衣奈小学校	24	24	23	22	20	17	17	17
白崎小学校	58	55	46	42	35	34	34	37
小学生合計	226	208	194	175	168	150	150	148
由良中学校(※)	104	128	127	129	116	116	116	97

※中学校については、小学校の卒業生がそのまま入学するとは限らない。(小学校の卒業生数をそのまま算入)

項目	由良小学校	衣奈小学校	白崎小学校
校舎等			
①建築年度	教室棟 S 3 9 体育館 H 4 プール S 4 6 0. 7 2 (H20)	教室棟 S 5 8 体育館 H 4 S 5 6 年以降建築	教室棟 S 4 6 S 5 2 体育館 H 2 0 プール H 6 0. 7 8 0. 7 3 (本館 H18) (東館 H18)
②耐震指数 基準0.7以上			
③教室数 特別教室（理音図 家コン等）	普通8 特別10	普通4 特別9	普通8 特別8
④防災	津波時避難ビル 3階以上 安全レベル☆ 基準水位4.8m	津波時避難ビル 3階 安全レベル☆ 基準水位6.0m	津波時避難ビル 2階以上 安全レベル☆ 基準水位4.6m
教職員			
①県費負担教諭等	11名	5名	9名
②町學習支援員	1名	2名	2名
児童			
①R2年度入学 全体25名	17名	3名	5名
②R2年度児童数 全体226名	144名	24名	58名
③R8年度入学 全体23名	12名	3名	8名
④R8年度児童数 全体148名	94名	17名	37名
統合した場合の比較（令和2年度予算概算）		統合前	統合後
①教職数（校長教頭養護教諭事務職含む）	37名	11名	
②町學習支援員人件費 1,250万	8名	各学年配置可能	
③用務員人件費 430万			
④通学バス 350万（中学校 1,650万）		③～⑧… 3,550万	通学バス費の増額
⑤施設維持費 委託料 270万			
⑥需用費 2,050万			統合に伴う減額
⑦事業費補助 180万			
⑧修繕費 270万			